

生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について

資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第142号）が公布され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部が改正されることとなったところ、改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の内容

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して同項第2号に規定する罪以外の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過していないことを規定し、銃刀法施行令第12条第2項において対象犯罪が列举されているところ、対象犯罪として、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号。以下「改正法」という。）による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第197条第1項第6号（同法第185条の23第1項に係る部分に限る。）に規定する罪が新たに対象犯罪として追加されるなどした。

（別添1：官報の写し。別添2：新旧対照条文）

2 留意事項

(1) 施行期日

改正法施行の日（令和2年5月1日）から施行することとされた。

(2) 経過措置

施行の時ににおいて、改正後の銃刀法施行令第12条第2項（第11号（金商法第197条の2第13号（同法第158条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により銃刀法第5条の2第2項第3号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第11条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による許可の取消し又は同法第11条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例によるとされた。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

別添省略